

無線機の販売サービス <<販売約款>>

株式会社 MonotaRO は、無線機通信機器およびその付属品の取引に関して、次の通り定めます。（別段の定めがない限り、略語は「ご利用規約 事業者用」又は「ご利用規約 一般消費者用」に準ずるものとします。）

第1条（目的）

本販売約款は、無線機通信機器及びその付属品（以下「無線機」という）の取引に適用します。ユーザーは、本販売約款に従い購入した「無線機」を運用するものとします。

第2条（免許申請価格）

ユーザーは、当社および当社が委託する第三者に対し、無線機の運用に必要な届出・免許取得等の手続（以下「本件手続」とします）を委任します。本件手続に必要な印紙代、陸上無線協会費は、無線機の代金に含まれるものとします。

第3条（物件の引き渡し）

当社は、本件手続を行ったうえで、無線機を国内の甲の指定する場所において引渡します。

第4条（担保）

当社はユーザーに対して、無線機の引渡し時において無線機が正常な性能を備えていることのみを担保し、ユーザーの使用目的への適合性については担保しません。

第5条（保証）

1. メーカーによる製品保証規定に基づき保証期間内に無線機の本体が故障した場合、製品保証規定に基づく無償修理ならびにその他の措置を講じるものとします。ただし、ユーザーの故意または過失による故障の場合を除きます。
2. ユーザーが、無線機の改造、加工等を施した場合、保証対象外とし、有償修理となります。

第6条（法令順守）

1. ユーザーは、ユーザーの責任において、無線機を用法に従って運用し、日本の電波法その他の関連法令を遵守するものとします。
2. ユーザーは無線機の運用に際して、以下の事項を行わないものとします。
 - (1)日本国外での無線機の使用
 - (2)無線機に係る免許を有する者以外への貸出運用の禁止（但し運用証明書携帯保有の場合、この限りではありません）

(3)無線機の一部及び機器を改変、改造すること

3. ユーザーは無線局免許状の記載事項に変更が生じた場合、所管の総合通信局に対し直接または当社が委託する第三者を通し変更申請を行うものとします。

(具体的免許申請事項)

(1)免許状記載の所在地又は常置場所に変更が生じた場合

(2)商号の変更及び組織変更が生じた場合

(3)保有無線機の廃局及び機器の変更（入替）が生じた場合

(4)無線機の増設が生じた場合

4. ユーザーは無線局免許の有効期間満了の3ヶ月以上6ヶ月を超えない期間において、所管の総合通信局に対し免許更新を行うものとします。（期限内の更新を行わなかった場合、免許失効となります。）

5. ユーザーが、本条の定めに違反したことにより生じた損害について、当社は責任を負いません。

第7条（協議）

本販売約款に定めのない事項および本販売約款の各条項の解釈については、ご利用規約を参照するものとし、なお疑義が生じた事項については、ユーザーと当社は誠意を持って協議し解決するものとします。

以上